

伊達市景観条例（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市景観条例（案）」に対する市民意見公募状況について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「伊達市景観条例」（案）について		
募 集 期 間	令和2年9月4日（金）から10月5日（月）まで （32日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	1 件 （ 1 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	1 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市建設部都市住宅課都市計画係（本庁舎3階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-82-3294（内線433） FAX番号 : 0142-23-4414 Eメール : toshikeikaku@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>審議会委員についてお伺いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民参加20人以上と多いとよい ・委員任期について 再任期間通しても10年が理想。市民の声は「権不十年」権力を10年握るとなれ合い、もたれ合いと腐敗する。これ以上続けることは行政の信頼も揺らぐ。10年程度が理想と考えます。 <p>市が示した定数、任期等の要素および必要性の根拠を具体的寧にお伺いします。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>条例や計画の見直し等を行う際にはパブリックコメント等により広く市民の皆様の意見を頂きます。条例に規定する伊達市景観審議会は、法令及び条例に規定する内容の調査や審議を行うことが主な内容となっており、早急な審議を要する内容も含まれているため、専門性を考慮しつつ、市民の意見も反映することができる人数として、8名（うち、住民代表として3名程度）としています。今後の景観行政の動向も踏まえ、見直すことも考慮しつつ対処してまいります。</p> <p>委員の任期につきましては、2年を基本としており、適切な任用に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの